

悪質性の高い行為の見られた 営業所に係る**速報制度**が **強化**されました！

悪質性の高い行為の見られた営業所に係る速報制度は、平成 25 年 10 月 1 日に導入され、適正化事業実施機関が行う巡回指導の結果、「点呼を全く行っていない」「運行管理者・整備管理者が全くいない」「定期点検を全く行っていない」営業所は、運輸支局等への速報対象となっています。

令和元年 11 月 1 日より速報制度が強化され、巡回指導の総合評価がE評価※で、当該改善結果報告において、「点呼実施が不適切」「過労防止措置が不適切」「運転者が 2 名以上健康診断未受診」のいずれにも未改善事項がある場合、またはいずれも改善期限内に改善結果報告の提出がない場合も、運輸支局等への速報対象となりました。

※E評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が 60%未満の判定のことをいう。

速報制度の概要

1 点呼を全く行っていない

【具体的な要件】

- ①点呼の実施記録が全く保存されていない
- ②点呼の実施記録に係る帳簿に記録が全くされていない

2 運行管理者 整備管理者が 全くいない

【具体的な要件】

- ①選任されている運行管理者が全くいない
- ②選任されている整備管理者が全くいない

※運行管理者及び整備管理者の資格者がいても、法令に基づく届出がされていない場合は、速報対象

3 定期点検を全く行っていない

【具体的な要件】

- ①定期点検整備記録簿が全く保存されていない
- ②定期点検整備記録簿に記録が全くされていない

4 総合評価がEで、特定違反項目に未改善事項がある、または改善報告がない

【具体的な要件】

巡回指導総合評価がEで、改善報告に「点呼実施不適切」「過労防止措置不適切」「運転者が2名以上健康診断未受診」のいずれも未改善事項がある、またはいずれも改善報告がない

速報

運輸支局等



運輸支局への報告等

速 報 事 案

- 1 点呼を全く行っていない営業所
- 2 運行管理者・整備管理者が全くいない営業所
- 3 定期点検を全く行っていない営業所
- 4 巡回指導総合評価がE※で、改善報告に「点呼実施不適切」「過労防止措置不適切」「運転者が2名以上健康診断未受診」のいずれも未改善事項がある、またはいずれも改善報告がない営業所

※E評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%未満の判定のことをいう。

定期報告事案

- 1 巡回指導総合評価がEで、3ヶ月以内に改善報告が行われない、または一部に未改善事項がある営業所
- 2 巡回指導を拒否した営業所
- 3 新規巡回指導で、悪質な事業計画違反が疑われる営業所
- 4 社会保険等未加入、または保険料未納※がある営業所

※令和元年11月1日より施行

相 談 事 案

- 1 名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所
- 2 記録の改ざんが疑われる営業所
- 3 巡回指導総合評価がD※で、3ヶ月以内に改善報告が行われない営業所
- 4 その他相談が必要とする事案が認められる営業所

※D評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%以上70%未満の判定のことをいう。

速報事案に係る行政処分基準

事業停止処分

「点呼を全く行っていない」、「定期点検を全く行っていない」、「運行管理者が全くいない」または「整備管理者が全くいない」場合は、それぞれ30日間（運行管理者が全くいないことにより点呼を全く行っていない場合は、合わせて30日間）の事業停止処分

許可取消処分

巡回指導総合評価がEで、改善報告に「点呼実施不適切」「過労防止措置不適切」「運転者が2名以上健康診断未受診」のいずれも未改善事項があり、またはいずれも改善報告がなく、その後の監査で当該項目のいずれも違反行為が確認されたことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令に従わなかった場合は、再度の安全確保命令を発出することなく許可取消処分